

いじめ防止基本方針

枚方市立枚方小学校

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、絶対に許されない行為である。

本校は、児童一人一人を大切に、自己肯定感や自己有用感を育み、児童が集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいる。そうした中で、児童に「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

このことから、いじめの未然防止、いじめ事案が生じた場合の早期発見と適切な措置のために、「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等がおこなう心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条より】

また、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行う。

2. いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止のための役割を担う。

(1) 構成

校長、教頭、首席、生徒指導主担、養護教諭

※事案発生時には、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

(2) 役割

①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認。

・学校におけるいじめ防止対策の検証、及び、改善策の検討。

②いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがある場合の正確な事実の把握に努め、記録に残す。

・事案への対応について、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。必要に応じて外部の専門家、関係機関との連携を図る。

・教育委員会への報告を適切に取り、指導支援を受ける。

・保護者への連絡・連携等の対応の決定と組織的な取組への調整を図る。

・全教職員との情報の共有を図る。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

・学校基本方針が事案に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。

3. いじめ防止のための具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取組

・児童の関わりを大切に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、互いに認め合い、成長していく学級づくりを進める。また、いじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会を積極的に作っていく。

・児童の活動や努力を認め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、自己有用感や、自己肯定

感を育むような授業づくりや集団づくりに努める。

- ・教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・情報モラル教育を推進し、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・学校だより、学校ブログ等で、いじめについての方針や情報を提供するとともに、保護者、地域との連携を進める。

(2) 早期発見のための取組

- ・日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童の変化やシグナルを見逃さないようみのがさないよう「枚方市生徒指導マニュアル」等にあるチェックシート等を活用し、教職員間で情報の共有に努める。
- ・アンケート調査を学期に1回以上実施し、児童の思いや実態の把握に努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・すこやか相談等の外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見や通報を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核として、事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う。
- ・事案の内容によっては、速やかに関係機関や専門機関と連携を図る。
- ・いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、状況や心情を聞き取り、児童の状態にあわせた継続的な心のケアを行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、児童の人格の成長を考慮し、教育的配慮のもとに状況や心情を聞き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の元、これらの対応に取り組む。
- ・ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4. 重大事態への対応

(1) 発生時の報告

- ・重大事態と思われる案件が生じた場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 事実関係を明確にするための調査

- ・学校が主体となって調査を行う場合は、『いじめ防止対策委員会』が調査を行う。事実確認を明確にするため、いじめ行為だけでなく、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた子ども及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供にあたっては、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・調査結果については速やかに、教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策委員会組織図

